

広島県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年十月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道栗原長江線	尾道市栗原町字岡ヶ迫六三三九番一地从先から尾道市栗原町字東組六八三一番一地从先まで	平成一八年九月二九日